

保護者の方へ

幼児教育・保育の無償化について

企業主導型保育施設を利用する子ども

【対象者】

- 企業主導型保育施設を利用する **3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども**のうち、**保育の必要性のある子ども**が無償化の対象です。
- 企業主導型保育施設を利用する **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子ども**のうち、**住民税非課税世帯であって、保育の必要性のある子ども**が無償化の対象です。
 - 保育の必要性のある子どもとは、以下のとおりです。
 - ①「**従業員枠**」を利用している子ども…全ての子どもを保育の必要性のある子どもとします。
 - ②「**地域枠**」を利用している子ども …市町村の保育認定(2号、3号)を取得している子どもを保育の必要性のある子どもとします。
 - 年齢は、学年(クラス)により判断します。
 - 住民税**非課税**世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

【利用料】

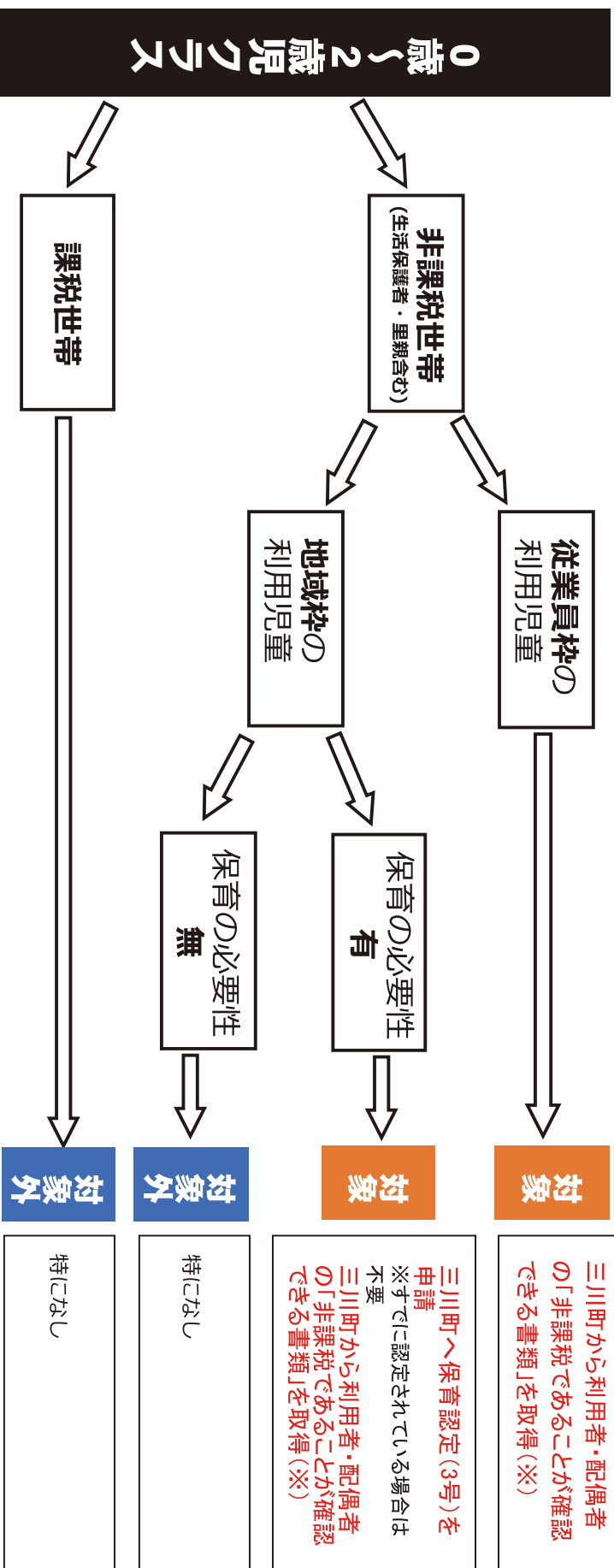
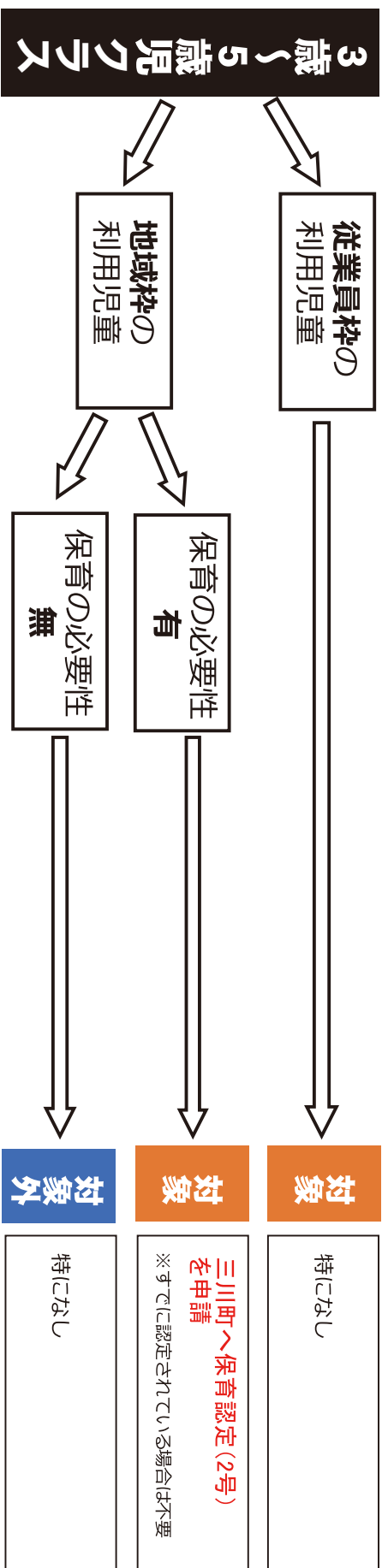
- 無償化の対象となる子どもの利用料について、**標準的な利用料の金額が減額**されます。

※ 標準的な利用料の金額(予定)

4歳以上児クラス	3歳児クラス	1,2歳児クラス	0歳児クラス
23,100円	26,600円	37,000円	37,100円

無償化の対象となる児童フローチャート ※利用児童が「従業員枠」か「地域枠」かは、当該園にお問い合わせください。

無償化に必要な
手続き



(※) 生活保護者・里親の場合は、所得証明書の代わりに、その状態にあることを証明できる書類を準備(保護証明書や、里親委託通知書など)